

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る入札の透明性及び公正性を確保するため、入札に参加した者が行う当該入札に係る設計書の積算に係る疑義の申立て(以下「積算疑義申立て」という。)の手續について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金抜き設計書 予定価格算出のために作成した設計書から単価その他の金額に関する情報を除いた設計書をいう。
- (2) 積算内訳書 予定価格算出のために作成した設計書のうち、工事区分、工種及び種別ごとの金額が明記された工事内訳書をいう。
- (3) 積算疑義 入札公告時に公表された設計図書に含まれる設計書の積算上の疑義で、その積算内訳書を確認しなければ判明しないものをいう。

(積算疑義申立ての対象)

第3条 積算疑義申立ての対象となる入札は、電子入札による建設工事のうち、入札公告時に金抜き設計書を提示した工事とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、総合評価方式の入札及び落札候補者が決定しなかった入札は対象としない。

(積算疑義申立てができる者)

第4条 積算疑義申立てを行うことができる者は、前条に規定する申立ての対象となる入札の応札者とする。

(積算疑義申立ての期間)

第5条 積算疑義申立てを行うことができる期間は、開札日の翌日から起算して2日とし、その期間は、1日目にあつては午前9時から午後5時まで、2日目にあつては午前9時から正午までとする。ただし、当該期間のうちに長浜市の休日を定める条例(平成18年長浜市条例第2号)に規定する市の休日がある場合は、当該休日の日数は、当該期間に算入しない。

(積算疑義申立ての手續)

第6条 第4条に規定する応札者は、前条に規定する期間内に、積算内訳書閲覧請求書(様式第1号)を契約担当課に提出して、当該入札に係る積算内訳書を閲覧することができる。

- 2 前項の規定による閲覧をした者は、当該入札に積算疑義がある場合には、前条に規定する期間内に、積算疑義申立書(様式第2号)を契約担当課に提出して、当該入札の積算疑義を申立てることができる。

- 3 前項の規定により提出された積算疑義申立書が次の各号のいずれかに該当する場合は、積算疑義申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 対象となる建設工事が特定できないもの
- (2) 入札前に公表された設計図書等でその内容が確認できるもの
- (3) 積算疑義の内容が、複数想定できるなど積算上の不確定な要素で、入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い確認すべきもの
- (4) 積算疑義の内容が具体的でないものその他積算疑義の内容が特定できないもの
- (5) 積算疑義申立ての期間後に提出されたもの
- (6) 第4条に規定する者以外から提出されたもの
- (7) その他当該入札に直接関係ないもの

- 4 前条に規定する期間内に積算疑義申立てがなかったときは、前条に規定する期間の最終日の午後5時までに入札の手續を再開する。ただし、市長が必要と認めるときは、当該時刻を変更することができる。

(積算疑義の内容精査)

第7条 設計担当課は、積算疑義申立てがあつたときは、速やかに設計図書等の内容を精査し、第5条に規定する期間の最終日の翌日までに、当該疑義申立てに係る回答書(様式第3号)により確認結果を回答するものとする。この場合において、当該入札の落札者の決定は、回答の手續が完了するまで保留するものとする。

(内容精査後の対応)

第8条 前条の規定による精査の結果、積算誤りが認められない場合は、契約担当課は、前条の規定による回答の手續後速やかに落札者の決定を行い、入札事務を続行する。

2 前条の規定による確認の結果、積算誤りが認められた場合は、契約担当課は、入札事務を中止する。

3 前項の規定により入札事務を中止する場合は、契約担当課は、当該入札の全ての応札者に対し入札を中止する旨を通知するものとする。

(積算疑義の内容公表)

第9条 第7条の規定による精査の結果、積算誤りが認められた場合は、契約担当課は、積算誤りの内容、その対応の結果等を速やかに公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。